

介護保険 ケアプラン点検で不適正な給付が見つかった事例に関する監査報告書

健康福祉部 介護保険課

令和3年度に実施したケアプラン点検において、著しく不適正な給付が疑われた2事業所に対し監査を実施し、別紙の通り文書指摘を行いました。

宝介保第1485号
令和3年11月17日

(A事業所)
(代表者) 様

宝塚市長 山崎 晴恵

指定地域密着型サービス事業者に対する監査の結果について (通知)

令和3年11月5日(金)に実施しました下記事業所に対する監査の結果、改善を要する事項が別紙のとおり認められましたので、適正な措置を講じるとともに、その結果について、令和3年12月24日(金)までに、別紙様式により本市介護保険課まで提出願います。

また、正当な理由なく期限内に勧告にかかる措置をとらずに、結果の報告がない場合は、改善勧告を行うこととなりますのでご承知おきください。

なお、事業所の運営に当たっては介護保険法、宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例など、関係法令を遵守してください。

記

対象事業所	(A事業所)
種 別	認知症対応型共同生活介護

[お問い合わせ先]

宝塚市介護保険課 給付担当
住所 〒665-0885
宝塚市東洋町1番1号
電 話 0797-77-2136
FAX 0797-71-1355

文書指摘

運営に関する基準

(入退居、指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

- ・ 短期間の間に入退去を繰り返している利用者が複数確認できた。

短期利用については基準が定められており、市へのサービス提供の届出が必要である。

今後、短期利用を行う場合は市に届出を行うこと。

また、運営に関する・人員に関する基準等を遵守し、適切なサービスを提供すること。

【根拠】

・宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）第109条～第128条

(管理者)

- ・管理者は、管理上支障がない場合を除き、共同生活住居の他の職務、又は同一敷地内の職務に従事することができないとなっている。

管理者は、介護職員、計画作成担当を兼務しており、また、併設された地域密着型通所介護事業所の管理者を兼ねていることを確認した。

また、管理者が他の計画作成担当者の作成した認知症対応型共同生活介護計画の確認や看取り加算算定に必要な書類の不交付、介護報酬の不適切な請求、運営規程や重要事項説明書の変更がなされていない等の状態が確認された。

これらは、管理上支障を来していると判断できる。従って、専従常勤の管理者を置くこと。

【根拠】

- ・基準条例第111条

(従業員の員数)

- ・監査において、共同生活住居ごとに配置すべき介護従業者が配置できていないことを確認した。

指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、共同生活住居ごとに、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上必要である。

必要な員数の介護職員を配置すること。

【根拠】

- ・基準条例第110条第1項

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

・計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。また、作成した計画を利用者に交付しなければならないとなっている。

監査において、作成日及び公布日について、日付の修正がなされているものや、後から日付を記入したと疑われる計画書が見られた。

日付の修正等をされると、運営基準を満たしているか確認ができない。公式書類において不正が疑われるような日付の修正等を行わないこと。

【根拠】

- ・基準条例第118条第4項、第5項

(運営規程)

・運営規程及び重要事項説明書について、改定がなされておらず内容が古いままとなっているのを確認した。内容変更があった場合は必ず変更すること。また、運営規程の変更内容に応じて市に届け出を行うこと。

【根拠】

- ・介護保険法施行規則第131条の13第1項第6号

(地域との連携等)

・認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね2月に1回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。感染症等のまん延により対面での開催が困難な場合は、書面での開催でも致し方ないと考えられるが、利用者家族以外の運営推進会議の構成員にも書面を送付すること。

【根拠】

- ・基準条例第128条

報酬に関する基準

(看取り介護加算)

- ・看取り介護加算の算定に当たっては以下の施設基準を満たす必要がある。
 - (1) 看取りに関する指針を定め、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
 - (2) 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当なものから説明を受け、当該計画について同意している者であること。
 - (3) 看取りに関する職員研修を行っていること。

監査において、上記の（１）及び（２）の内容を満たしていない利用者が散見された。上記内容を満たしていない利用者については、過誤調整により返還すること。

【根拠】

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（以下「留意事項通知」）老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号第 2 の 6（7）」青本 708～710 ページ

（初期加算）

・初期加算について、当該利用者が過去 3 月間（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の場合は過去 1 月間とする。）の間に、当該事業所に入居したことがない場合に限り、入居した日から起算して 30 日以内の期間についてのみ加算算定を行う。

短期の利用により複数月にわたり初期加算の算定をしている利用者がいたため、過誤調整により返還すること。

【根拠】

留意事項通知老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 第 2 の 6（8）青本 711 ページ

（医療連携体制加算Ⅰ）

・医療連携体制加算Ⅰについては、重度化した場合の対応に係る指針を定め、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得る必要がある。

監査において、同意を得ているか確認できない利用者が散見された。同意を得られていない利用者について、過誤調整により返還すること。

【根拠】

留意事項通知老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 第 2 の 6（9）青本 712～714 ページ

（参 考）

口頭指導（改善報告の提出は不要です）

（災害対策）

・避難訓練については、実施記録を残してください。

（事故報告）

・事故報告については、利用者が外部の医療機関に受診した場合は、原則、市へ報告してください。

宝介保第1631号
令和3年12月17日

(B事業所)
(代表者) 様

宝塚市長 山崎 晴恵

指定地域密着型サービス事業者に対する監査の結果について (通知)

令和3年12月3日(金)に実施しました下記事業所に対する監査の結果、改善を要する事項が別紙のとおり認められましたので、適正な措置を講じるとともに、その結果について、令和4年1月14日(金)までに、別紙様式により本市介護保険課まで提出願います。

また、正当な理由なく期限内に改善にかかる措置をとらずに、結果の報告がない場合は、改善勧告を行うこととなりますのでご承知おきください。

なお、事業所の運営に当たっては介護保険法、宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例など、関係法令を遵守してください。

記

対象事業所	(B事業所)
種 別	認知症対応型共同生活介護

[お問い合わせ先]

宝塚市介護保険課 給付担当
住所 〒665-0885
宝塚市東洋町1番1号
電 話 0797-77-2136
FAX 0797-71-1355

文書指摘

運営に関する基準

(入退居、指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

・短期間の間に入退去を繰り返している利用者が複数確認できた。

短期利用については基準が定められており、市へのサービス提供の届出が必要である。

今後、短期利用を行う場合は市に届出を行うこと。

また、運営に関する・人員に関する基準等を遵守し、適切なサービスを提供すること。

【根拠】

・宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）第109条～第128条

(管理者)

・管理者は、管理上支障がない場合を除き、共同生活住居の他の職務、又は同一敷地内の職務に従事することができないとなっている。

管理者が、介護職員、計画作成担当を兼務していることを確認した。

また、看取り加算算定に必要な書類の不交付、重度化した場合における対応の指針の不交付、介護報酬の不適切な請求等が確認された。

これらは、管理上支障を来していると判断できる。従って、専従常勤の管理者を置くこと。

【根拠】

・基準条例第111条

(従業員の員数)

・日中置くべき介護職員の延べ勤務時間は24時間である。説明では管理者が介護職員を兼務していたとのことであったが、勤務表上、24時間の延べ勤務時間が確保できていなかった。

介護職員について、日中必要な延べ勤務時間数を確保すること。

また、管理者が介護職員を兼務する場合は勤務時間を按分すること。

管理者が介護職員を兼務する場合は管理上支障がない場合に限ること。

【根拠】

・基準条例第110条第1項

・基準条例第111条第1項

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

・計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容

について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
また、作成した計画を利用者に交付しなければならないとなっている。

監査において、作成日及び公布日について、日付の修正がなされているものや、後から日付を記入したと疑われる計画書が見られた。

日付の修正等をされると、運営基準を満たしているか確認ができない。
公式書類において不正が疑われるような日付の修正等を行わないこと。

【根拠】

- ・基準条例第118条第4項、第5項

(内容及び手続の説明並びに同意)

・指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第122条に規定する運営規程の概要、認知症対応型共同生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

文書の交付、説明と同意を行っていない入居者が確認できた。

その入居者の介護報酬については返還すること。

【根拠】

- ・基準条例第128条

(運営規程)

・運営規程及び重要事項説明書について、改定がなされておらず内容が古いままとなっているのを確認した。内容変更があった場合は必ず変更すること。また、運営規程の変更内容に応じて市に届け出を行うこと。

【根拠】

- ・介護保険法施行規則第131条の13第1項第6号

(地域との連携等)

・認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね2月に1回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。感染症等のまん延により対面での開催が困難な場合は、書面での開催でも致し方ないと考えられるが、利用者家族以外の運営推進会議の構成員にも書面を送付すること。

【根拠】

- ・基準条例第128条

(勤務体制の確保等)

・適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないとされている。

ハラスメント対策について指針を作成し、職員に周知すること。

【根拠】

・基準条例第123条第4項

報酬に関する基準

(看取り介護加算)

・看取り介護加算の算定に当たっては以下の施設基準を満たす必要がある。

- (1) 看取りに関する指針を定め、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- (2) 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当なものから説明を受け、当該計画について同意している者であること。
- (3) 看取りに関する職員研修を行っていること。

監査において、上記の(1)及び(2)の内容を満たしていない利用者が散見された。■■■■(被保険者番号■■■■)様、■■■■(被保険者番号■■■■)様、■■■■(被保険者番号■■■■)様について、過誤調整により返還すること。

また、自主精査を行い、上記内容を満たしていない利用者については、過誤調整により返還すること。

また、対象者についても厚生労働大臣が定める基準に適合している必要があるので注意すること。

【根拠】

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(以下「留意事項通知」)老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の6(7)」青本708～710ページ

(初期加算)

・初期加算について、当該利用者が過去3月間(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は過去1月間とする。)の間に、当該事業所に入居したことがない場合に限り、入居した日から起算して30日以内の期間についてのみ加算算定を行う。

■■■■(被保険者番号■■■■)様について、短期の利用により複数月にわたり初期加算の算定をしていたため、過誤調整により返還すること。

【根拠】

留意事項通知老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 第 2 の
6 (8) 青本 711 ページ

(医療連携体制加算 I)

・医療連携体制加算 I については、以下の算定要件が必要である。

- (1) 事業所の職員として又は病院、XXXXXXXXXX等との連携により、看護師を 1 名以上確保すること。
- (2) 看護師による 24 時間連絡体制の確保
- (3) 重度化した場合の対応に係る指針を定めること。
- (4) 入所の際に利用者等に対して、指針の説明と同意を得ること。

監査において、(1) についてはXXXXXXXXXXとの連携を行っているとの、説明を受けたが確保している状況が確認できなかった。また、(2) においても確認できなかった。

また、(4) の同意を得ているか確認できない利用者が散見された。

(1) (2) について算定要件を満たしていない場合は加算を返還すること。

- (1) (2) について算定要件を満たしている場合は、同意を得られていない利用者について、過誤調整により返還すること。

【根拠】

留意事項通知老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 第 2 の
6 (9) 青本 712～714 ページ

(利用料等の受領)

・入居者がサービス提供の一環としてサークル活動に参加する際、自己負担金を一律で徴収していることを確認したが、一律に徴収することなく費用の実費相当分を徴収すること。

また、事前に入居者等に説明と同意を得ること。

全ての利用者に一律で提供するものに関しては日常生活費として徴収できないことに注意すること。

【根拠】

- ・基準条例第 116 条第 3 項、第 4 項

(参 考)

口頭指導 (改善報告の提出は不要です)

(事故報告)

・事故報告については、利用者が外部の医療機関に受診した場合は、原則、市へ報告してください。(誤薬、落薬で様子観察が必要な場合も含みます。)